

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年（2023年）7月18日

北海道知事 鈴木 直道

1 事業の概要

(1) 業務名

次世代半導体産業集積促進調査・分析委託業務

(2) 業務の目的

次世代半導体製造拠点の立地を契機とした本道への半導体関連産業の集積促進及び産業構造の転換に向けた、中長期的な取組方針の策定に必要な調査・分析等の業務を委託するもの。

2 業務の概要

(1) 「仮称・北海道半導体産業振興ビジョン」策定のための各種条件の調査・分析 等

ア 世界、国内、道内の半導体産業や関連産業、製造・研究・人材育成等が一体となった複合拠点の調査・分析等

- ・半導体デバイス、装置、材料等の売上高及びシェアの推移
- ・半導体関連メーカーや複合拠点（NYCREATES等）の共同研究組織、アライアンス、研究開発費、設備投資額等の推移
- ・集積が進む先進地等の状況とその成功の要因 等

イ 社会情勢・環境、半導体ビジネスモデルの推移と今後の見込みの調査・分析

- ・半導体関連メーカーの戦略、ビジネスモデル等の比較、推移
- ・半導体市場、ユーザー、半導体応用製品の変遷
- ・他都府県における半導体関連企業立地支援内容（優遇措置等）の比較
- ・世界及び日本の半導体人材育成方法 等

ウ 国内の半導体関連施策の効果・検証と今後の傾向

- ・道内及び国内の半導体関連企業の立地、撤退、合併、買収等の推移
- ・上記の特徴や成功、失敗要因の分析 等

エ 集積や複合拠点の実現に向けて求められる関連企業及びサプライチェーン等の調査・分析

- ・道内の半導体関連企業で不足している、国内の半導体装置、材料、治具等のグローバルサプライチェーン
- ・サプライチェーン構築に当たり必要となる物流システム（道内の物流システムの現状と集積のために必要な物流の条件）
- ・道内の半導体関連企業の分野毎の整理・分析 等
- ・道外半導体関連企業の立地意向の把握

オ 半導体関連企業の立地及び複合拠点の実現に必要な用水、電力などのインフラ条件等の調査・分析

カ その他、「仮称・北海道半導体産業振興ビジョン」策定に当たり必要となる項目の調査・分析

(2) 「仮称・北海道半導体産業振興ビジョン」の検討

ア 基本理念、コンセプト、将来像の検討

- ・世界の潮流をふまえた本道の優位性や特性を活かした道内半導体関連産業振興の在り方
- ・次世代半導体製造拠点の立地を契機とした本道の産業構造転換に必要な取組
- ・道内半導体産業の活性化や複合拠点の実現に伴う新たな道内産業の展開・可能性や道内市町村の国際都市化を見据えたまちづくりの可能性
- ・北海道全体の経済活性化に向けた戦略及びロードマップ 等

イ 今後の半導体関連産業集積戦略の検討

- ・国の経済安全保障政策や道のデータセンターパーク、ゼロカーボン北海道などの施策と連動した半導体関連産業集積に向けた企業誘致の在り方（現状を反映したサプライチェーンのボトルネック等）

- ・関連企業誘致や地場企業のサプライチェーン参入に当たり、道として必要となる支援の在り方
- ・複合拠点の実現を見据えた周辺地域、関係機関との連携の在り方（コンソーシアム、研究機関、技術組合等の検討）等
- ウ 産官学金の連携の在り方、各主体に期待される役割の検討
 - ・連携強化に向けた、企業、大学、公設試、自治体、金融機関等の役割
 - ・各主体の強みを活かし国内外と差別化できる研究・開発分野（設計、装置、材料、応用技術等）
 - ・ユーザー企業、装置・材料メーカー、デバイス企業等との共同研究の可能性
 - ・都道府県を越えた広域的な連携の在り方 等
- エ 半導体関連技術を応用した新産業創出等の検討
 - ・半導体関連産業及び人材の集積による道内新産業の創出や様々な技術実証
 - ・DX、SDGs、ゼロカーボン北海道等に貢献する応用研究、新技術の創出
 - ・道内におけるデジタル分野等の新たなイノベーションエコシステムの創出 等
- オ 半導体人材の育成、確保の在り方の検討
 - ・前工程、後工程で必要とされる技術を踏まえた人材育成・確保
 - ・グローバル人材の育成・確保 等
- カ 今後期待される海外企業、政府、アカデミア等との連携の可能性及びその内容の検討
- キ アを実現するにあたり必要な内容の検討（インフラ、住環境、国際交流等）
- ク 「仮称・北海道半導体産業振興ビジョン」における重要業績成果指標（KPI）の検討
- (3) 「「仮称・北海道半導体産業振興ビジョン」有識者懇話会」（以下、「懇話会」という。）との連携
 - ・道が主催する懇話会で出された有識者の意見について、「仮称・北海道半導体産業振興ビジョン」への反映を行う。
- (4) その他上記（1）及び（2）に付随する業務
- (5) 報告書の作成
 - ・受託者は、本事業の成果について、10月31日（火）までに各種条件の調査・分析及び「仮称・北海道半導体産業振興ビジョン」骨子案を含む中間報告書を作成すること。
 - ・委託期間終了までに中間報告書提出後に行った調査・分析及び同ビジョンの案を含む最終報告書を作成すること。
 - ・それぞれの報告書については提出期限までに、紙媒体（10部）及び電子媒体（1部）で提出すること。

3 公募型プロポーザルへの参加資格要件

- (1) 単体法人又は複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- (2) 単体法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 単体法人は道内に事務所又は事業所を有すること。また、コンソーシアムの場合は道内に事務所又は事業所を有する構成員を含むこと。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 北海道の指名競争入札参加者指名停止事務要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - エ 道税を滞納している者でないこと。道に納税の義務のない者は、本店が所在する都府県の法人事業税を滞納している者でないこと。
 - オ 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
 - カ コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。
 - キ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
 - ク 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。
 - ケ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。
 - コ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。

4 企画提案の審査基準

- (1) 企画提案事業者の実施体制・業務遂行能力
- (2) 企画提案の内容
- (3) 業務遂行手法の妥当性
- (4) 道施策との整合性

5 手続き等について

(1) 担当部局

北海道経済部産業振興局次世代半導体戦略室(担当：菱沼、善生)
〔連絡先〕

郵便番号 060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎9階)

電話 011-206-9088 (ダイヤルイン) FAX 011-232-1105

電子メールアドレス keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp

※@の前は数字の「1」です。

(2) 企画提案指示書等の交付期間及び場所

ア 交付期間公告の日から令和5年(2023年)8月3日(木)まで
(土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後3時まで)

イ 交付場所 (1) の場所で交付する

ウ 直接交付又は北海道公式ホームページからのダウンロードによる

○北海道経済部産業振興局次世代半導体戦略室ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jhs/tyosabunseki.html>

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和5年(2023年)7月28日(金)午後3時必着

イ 提出場所 (1) に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵便(書留郵便に限る)

エ 提出部数 1部

オ 作成方法 次世代半導体産業集積促進調査・分析委託業務参加表明書作成要領による。

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和5年(2023年)8月3日(木)午後3時必着

イ 提出場所 (1) に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵便(書留郵便に限る)

エ 提出部数 9部

※表紙及び文中に提案者名を記入したもの：1部

表紙及び文中に提案者名を記入しないもの：8部

提案者名等を記載しないもの1部は、左綴じせず、ダブルクリップ等で留めること。

オ 作成方法 次世代半導体産業集積促進調査・分析委託業務企画提案書作成要領による。

(5) その他

提出された書類等については返却しない。

6 企画提案書のヒアリングの実施

- (1) 提出された企画提案書についてヒアリングを行い、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。
- (2) 企画提案書を提出した者が5者を超えた場合、ヒアリングの前に委員による書類選考を行う。
- (3) ヒアリングの実施日時、場所及び企画提案の採否(ヒアリング結果)については、別途、文書により通知する。
- (4) 参加表明書が企画提案書を提案期日までに提出しない場合又は企画提案書のヒアリングに出席しない場合には、企画提案の意思がないものとみなす。

7 最良の提案を行った者の選定方法

提出された企画提案書のヒアリングを通じて、予め定めた審査基準及び審査方法に基づき提案内容を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途、財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本円
- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は提案者側の負担とする。
- (3) 企画提案の採否については、別途、文書により通知する。
- (4) 提出された書類等については返却しない。
- (5) 企画提案書を提出期日までに提出しない場合は企画提案の参加意思がないものとみなす。
また、企画提案ヒアリングに出席しない場合も同様に企画提案の参加意思がないものとみなす。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 契約保証金について
契約金額の100分の10に相当する額以上とするが、免除する場合がある。